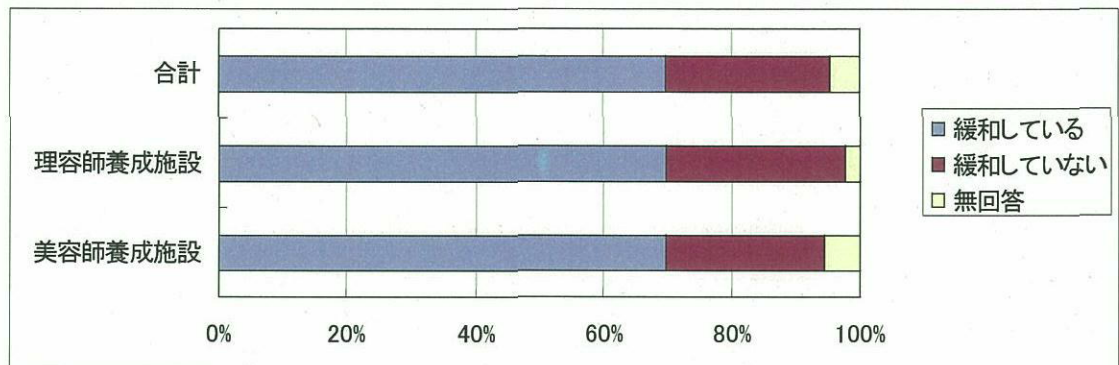


ウ 理容所又は美容所に従事している生徒に対する面接授業の時間数の緩和

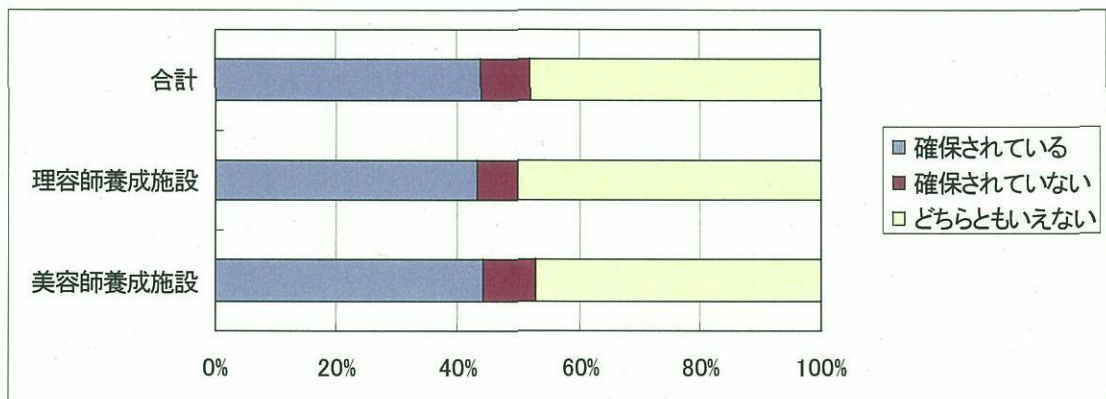
(ア) 時間数の緩和

① 養成施設の状況

理容所又は美容所において補助的業務に従事している生徒について、「面接授業の授業時間数を緩和している」は183件 (69.8%)、「緩和していない」は67件 (25.6%) となっている。



また、緩和している場合における学習の質について、「確保されている」は80件 (43.7%)、「確保されていない」は15件 (8.2%)、「どちらとも言えない」は88件 (48.1%) となっている。



なお、学習の質について、「確保されていない」とした15件について、その理由をみると、以下のとおりとなっている。

理容師養成施設	美容師養成施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学科を勉強する時間がとりにくい</li> <li>○ 学科の理解度が低い</li> <li>○ 国家試験に合格できるレベルにするには時間が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 面接授業の時間数が少ない</li> <li>○ 飛び飛びの面接授業では試験合格レベルまでの理解が難しい</li> <li>○ 試験課題と現場業務との技術の差異による履修不足</li> <li>○ 学科課目の理解度が低い</li> <li>○ 国家試験の合格率が低い</li> <li>○ 学習意欲が低い</li> </ul>